

屋内温水プール条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年 3 月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第25号

屋内温水プール条例の一部を改正する条例

屋内温水プール条例（平成5年岩手県条例第41号）の一部を次のように改正する。

改正前				改正後				
別表第2（第6条関係）				別表第2（第6条関係）				
個人使用の場合の利用料金の上限額				個人使用の場合の利用料金の上限額				
区 分		高等学校生徒 及び学生	一 般	区 分		高等学校生徒 及び学生	一 般	
50メートル プール 及びファ ミリープ ール	普通利用料金（1回につき）	円 <u>300</u>	円 <u>400</u>	50メートル プール 及びファ ミリープ ール	普通利用料金（1回につき）	円 <u>310</u>	円 <u>410</u>	
	夜間利用料金（17時以後の使 用1回につき）	[略]	<u>170</u>		ミリープ ール	夜間利用料金（17時以後の使 用1回につき）	[略]	<u>180</u>
	回数利用料金（5回につき）	<u>1,200</u>	<u>1,600</u>			回数利用料金（5回につき）	<u>1,240</u>	<u>1,640</u>
	団体利用料金（10人以上の団 体の場合1人1回につき）	<u>240</u>	<u>320</u>		団体利用料金（10人以上の団 体の場合1人1回につき）	<u>250</u>	<u>330</u>	
[略]				[略]				
[略]				[略]				
別表第3（第6条関係）				別表第3（第6条関係）				
貸切使用の場合の利用料金の上限額 (50メートルプール)				貸切使用の場合の利用料金の上限額 (50メートルプール)				
区 分		料金を徴収し ない場合	料金を徴収す る場合	区 分		料金を徴収し ない場合	料金を徴収す る場合	
貸切使用の利用料金 (1時間までごとに	土曜日及び休日	円 <u>6,850</u>	円 <u>13,700</u>	貸切使用の利用料金 (1時間までごとに	土曜日及び休日	円 <u>7,030</u>	円 <u>14,060</u>	

)	その他の日	<u>5,710</u>	<u>11,420</u>)	その他の日	<u>5,860</u>	<u>11,720</u>
[略]				[略]			
[略]				[略]			
備考 改正部分は、下線の部分である。							

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。